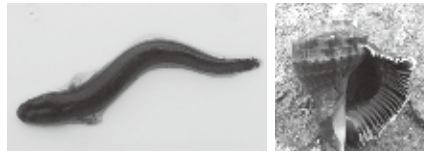
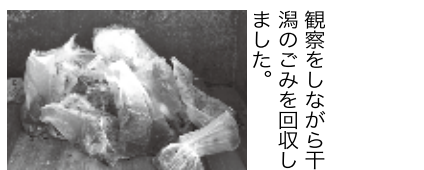




青木 旬くん(小4)と真央ちゃん(小2)のきょうだい。「今年はサザエが採れました」



ミミズハゼ アカニシ



観察をしながら干潟のごみを回収しました。

環境コーナーに集まれ！

今年度も、11月11日(日)に開催されるコイ・こいフェスティバルで、市内で採集した水生生物を展示します。ほかにも、環境に関する体験ブースなども設ける予定ですので、ぜひお立ち寄りください。



○小瀬川干潟観察会

8月26日に市リサイクルセンターで実施しました。小瀬川河口に広がる干潟で、家族や友達と協力しながらたくさん種類のカニや魚貝などを採集しました。

7月14日に栗谷小学校で実施しました。実施日前の豪雨の影響で、予定していた親水公園での採集体験はできませんでしたが、休憩時間には学校裏の川で水の生き物に触れることができましたよつです。



サワガニ



ヘビトンボ(幼虫)



あらかじめ採集しておいた生き物を分類しました。



環境のはなし No.4

大竹市にすむ

問い合わせ
環境整備課
☎2154

水辺の生き物

工業都市として発展してきた大竹市ですが、実は川や河口にたくさんの生き物があり、水のきれいな所に多い生き物も生息しています。生き物の観察を通して大竹のまちのきれいさを認識してもらうため、今年度も2つの観察会を開催しました。

合併処理浄化槽への転換を進めるために——浄化槽補助制度があります。

新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。単独処理浄化槽を継続して使用している方も多く、合併処理浄化槽への転換を進めることが重要な課題となっています。

公共下水道や農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設の計画区域外の個人の専用住宅に小型合併処理浄化槽を新たに設置される方に、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。詳しくは環境整備課へ。

浄化槽の人槽区分補助限度額

人槽区分	補助限度額
5人槽	675,000円
6～7人槽	844,000円
8～10人槽	1,219,000円

① 初期の水質検査
浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に行います。

② 定期検査(年1回)

浄化槽が機能を十分発揮し、処理された水が身近な生活環境の悪化につなっていないか検査します。

検査の内容

法定検査は、県指定検査機関(公益社団法人広島県環境保全センター、公益社団法人広島県浄化槽協会)が実施します。

法定検査

浄化槽が適正に使用され、本来の浄化機能が十分発揮されているか、保守点検や清掃が実施されているかを確認する検査で、法で義務付けられています。

浄化槽を正しく維持管理しましょう

浄化槽の機能を維持し、長持ちさせるため、定期的に検査や清掃を行います。

浄化槽を正しく使いましょう

浄化槽は、正しく使わないと機能が低下し、川などの汚染の原因になります。

浄化槽には、水洗トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、水洗トイレの汚水と台所や風呂の汚水など生活雑排水と一緒に処理する合併処理浄化槽があります。

浄化槽は、微生物の働きを利用して水洗トイレや台所などから出る汚れた排水をきれいにし、川や海に流す設備です。

浄化槽はきちんと使ってきれいな水に



浄化槽の日

昭和62年、浄化槽法の全面施行された日にちなみ制定されたものです。

10月1日は「浄化槽の日」

きれいな水環境を守りましょう——

問い合わせ 環境整備課 ☎2154

保守点検

浄化槽の装置が正常に働いているかを点検し、必要に応じて修理、消毒剤の補給などを行います。保守点検の回数は、浄化槽の機種や規模ごとに決まっています。

保守点検は、県に登録した浄化槽保守点検業者に委託して行います。

清掃

浄化槽を使用していると、その内部に汚泥などがたまりやすくなります。定期的に汚泥などを抜き取り、浄化槽からの汚泥の流出や悪臭の発生などを防止します。

家庭用の浄化槽であれば、1年に1回以上行うことが一般的です。(汚泥がたまりやすい全ばっ気式は、おおむね6カ月に1回)

清掃は、市が許可した浄化槽清掃業者に委託して行います。